令　和　６　年

第２回庄原市議会定例会議案

参　考　資　料

（３月その２）

庄　　原　　市

令和６年第２回庄原市議会定例会議案　参考資料目次（その２）

議案第42号	庄原市税条例の一部を改正する条例	1

議案第42号参考資料

庄原市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改　　正　　案	現　　行
第１条～第151条　略	第１条～第151条　略
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、平成17年３月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第１条　この条例は、平成17年３月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
第２条～第５条　略	第２条～第５条　略
（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例） 第５条の２　所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第314条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の２の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。 ２　前項前段の場合において、第34条の２の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。 ３　第１項の規定は、令和６年度分の第36条の２第１項又は第４項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の３第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。	

改　　正　　案	現　　行
（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成30年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の５第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の５第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第７条以下　略 附　則 この条例は、公布の日から施行する。	（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 第６条　平成30年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第４条の４第３項の規定に該当する場合における第34条の２の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第１項」とあるのは「同条第１項（第２号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第４条の４第３項の規定により読み替えて適用される法第314条の２第１項（第２号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。 第７条以下　略